

平成 22 年 4 月 12 日

各 位

東京都中央区銀座六丁目 2 番 1 号  
株式会社ダヴィンチ・ホールディングス  
代表取締役社長 金子 修  
(コード番号: 4314)  
問い合わせ先 Tel: 03 (6215) 9865  
メールアドレス ir@davinci-holdings.co.jp

「会社四季報」掲載の当社関連記事について

本年 3 月 31 日に大阪証券取引所より発表されており、また同日付で当社からも開示しております通り、当社は、平成 21 年 12 月期決算において債務超過の状態となったことから、「債務超過」の猶予期間入り銘柄になっております。猶予期間は本年 1 月 1 日より 12 月 31 日までの 1 ヶ年となりますが、

- ① 今後 1 年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合、または、
- ② 平成 22 年 4 月以降、債務超過が解消されるまでに、当社株式の日々の最終価格にその日の 1 単位の株式の数を乗じて得た額の月間平均が 10,000 円未満となった場合、

のいずれかに該当した場合には、上場廃止基準に抵触することとなります。

この点、「会社四季報 2010 年 2 集 春号」(東洋経済新報社)の当社関連記事においては、「【債務超過】」の項目で、「・・・解消不能なら期末上場廃止の危機」と、上記①のルールは記載されているものの、上記②のルールには言及されていないため、複数の投資家様よりお問合せをいただいておりますところ、当社として、誤解を避けるため、再度上記をお知らせするものであります。

以上